

領軍將軍と護軍將軍

越智重明

はしがき

- 一 領軍將軍、護軍將軍の生成
- 二 魏晉宋齊の護軍將軍
- 三 魏晉宋齊の領軍將軍
- 四 梁陳時代の領軍將軍
- 五 領軍將軍、護軍將軍と武官の人事
- 六 外監、制局監

はしがき

魏晉南朝の兵制に關しては濱口重國氏を始めとする諸先學の輝やかしい業績があるが、舊來の諸研究の大部分は、當時の官兵が兵戸であるかどうか、兵戸であるとすればどのような取扱いをうけるのか、また民兵と官兵との關係はどうか、といった兵士の性格に關するもの、並に兵士を直接支配する武將、地方官が兵士とどのような支配服從の關係にあるかということに關するものであつて、全國の軍團、兵士を統轄すべき制度がどのようになつていたかといふことの追求はあまり進んでいない。本研究は最後の點を解明すべき一段階として、領軍將軍と護軍將軍とをとりあげたものである。⁽¹⁾⁽²⁾

一 領軍將軍、護軍將軍の生成

まず領軍將軍、護軍將軍の生成について瞥見しておくると、宋書卷四百官志下に、

魏武爲相、以韓浩爲護軍、史奐爲領軍。非漢官也。建安十二年（西紀二〇七年）、改護軍爲中護軍、領軍爲中領軍。置長史司馬。

とあるが、この中領軍と中護軍とはそれ／＼のちの領軍將軍、中領軍と護軍將軍、中護軍との淵源をなすといわれて、いるものである。領軍將軍の名號が始めて現われるのは、晉書卷二職官志に、

文帝踐阼、始置領軍將軍、以曹休爲之。主五校中壘武衛等三營。

とある際である。右の「文帝踐阼」とあるのは魏志卷九曹休傳の記事に鑑みて、「文帝即王位」の意味（あるいはその誤り）であると思われる。つぎに護軍將軍は、萬斯同、「魏將相大臣年表」によると、明帝のとき蔣濟がこれに任せられたのを初見とする。なお、領軍將軍、護軍將軍が生じてからも、中領軍、中護軍がそれ／＼領軍將軍、護軍將軍の職分をもつものとして存したことがある。こうした領軍將軍と中領軍、護軍將軍と中護軍との關係であるが、宋書卷四百官志下に、

領護、資重者爲領軍護軍將軍。資輕者爲中領軍中護軍。

とある。魏初以後領軍將軍と中領軍との關係及び護軍將軍と中護軍との關係は、この記事に見えるようにそれ／＼の資の重きと軽きとの區別を示すものとなつて、いる。（以後、とくに區別する必要がない限り、領軍將軍、護軍將軍に中領軍、中護軍をそれ／＼含めて論ずることとする。）

一 魏晉宋齊の護軍將軍

その掌つていた武官の人事を論外とすると、護軍將軍は職任として、自らの營（＝護軍營）を支配するだけでなく次第に外軍支配を行なうようになつた。本節の目的ははじめに外軍の性格を検討しついで護軍將軍の外軍支配の實情を明かにしようとするにある。

I 魏・西晉の外軍

まず魏西晉時代の外軍（及びそれと護軍將軍との關係）であるが、當時の外軍が中央軍の一部を構成するものかそれとも地方軍を總稱するものかについて、周知のように舊來いろいろに論ぜられている⁽³⁾。このことは同時に中軍＝内軍の性格をどのように規定するかということに關連する。筆者は外軍が中央軍の一部を構成する（つまり中央軍は中軍＝内軍と外軍とかなり、外軍は地方軍と關係ない）と考える。ここにそれを一つの事例をとつて實證しておこう。晉書卷四段灼傳に、段灼が西晉の武帝に陳した記事をのせてゐるが、そのなかに、

昔、伐蜀、募取涼州兵馬・羌胡健兒、許以重報。五千餘人、隨（鄧）艾討賊。功皆第一。而、乙亥詔書、州郡將督、不與中外軍同。雖在上功、無應封者。唯、金城太守楊欣所領兵、以逼江由之勢、得封者三十人。自金城以西、非在欣部、無一人封者。苟在中軍之例、雖下功必侯。如州郡、雖下功高、不封。非所謂近不重施、遠不遺恩之謂也。云云
とある。この伐蜀は魏末の景元四年（西紀二六三年）のことであり、封侯はその翌年の咸熙元年（西紀二六四年）すなわち西晉建國の前年に行われたものを指すと思われる。將督は當時頻りに見える語であるが、やや下級の武官を指す。右の「州郡將督」とは州郡の武將といった意味である。この記事は外軍が地方軍を代表する州郡の軍と異なること、つまり中外軍＝

中央軍たることを物語る。また晉書

卷六 秦獻王柬傳に、

武帝嘗幸宣武場。以三十六軍兵簿、令（左將軍右軍將軍南陽王柬）料校之。柬一省、便擿脫謬。帝異之、於諸子中、尤

見寵愛。云々

とあり、晉書

卷五 楚隱王璋傳に、

（前略）（衛將軍北軍中候楚隱王璋）遂勒本軍、復矯詔、召三十六軍。手令、告諸軍曰、……今受詔、督中外諸軍。諸在直衛者、皆嚴加警備。其在外營、使相率領、徑詣行府。助順計逆、天所福也。云々

とある。この兩記事から、當時——西晉時代——中外軍が三十六軍あつたことが知られよう。この中外軍こそは晉書段灼傳に見える中外軍と同一のものであつたに相違ない。

ここで兩者相まつて中央軍を構成する中軍と外軍とが何によつて區別されているかを推測してみよう。晉書

卷三 武悼楊皇

后傳に、

賈后凶悖。忌后父駿執權。遂誣駿爲亂、使楚王璋與東安王繇、稱詔、誅駿。内外隔塞。后題帛爲書、射之城外曰、救太傅者有賞。云々

とある。そこに見える「内外」の内は洛陽城内を指し、外は洛陽城外（で城の近邊）を指すに相違ない。のちにふれるようになは中に通ずる。かくて内＝中と外との區別が洛陽城の内、外によつて區別されたことのあるのが知られる。ところで、のちに述べるように、魏末、中領軍羊祜は宿衛を悉く統べ、執兵の要、事内外を兼ねた、とある。これは羊祜が全宿衛軍（具體的には司馬氏の「私兵」化していた宿衛軍のすべてであつて、司馬氏の晉王國の「宿衛軍」と皇帝曹氏のもつ・文字通りの宿衛軍とを除く）を統べたが、それと同時に、城外の諸軍（具體的には四護軍に率いられ城外にある司馬氏の「私兵」）

の大綱をも握り、内外の兵要を執つていたということである。この内外といふのは當然内外軍という意味である。そうするところの外軍＝（洛陽）城外軍に對する内軍は自ら（洛陽）城内軍ということになる。こうした内外の區別は右の晋書武悼楊皇后傳の記事に見えるものと相應ずるわけである。さて、當時の宿衛軍であるが、それはその性格上洛陽城内にいたと思われる。例えば文選卷十閑居賦の注に、

陸機洛陽記曰、五營校尉前後左右將軍府、皆在城中。云々

とある。ここに見える五營校尉以下は明かに宿衛軍である。⁽⁴⁾これは宿衛軍が洛陽城内にいたことの一端を示すものである。城内軍と城外軍とが單にその居處が城の内と外とにあつたという區別以外に、機能的な相異があつたことは察するにかたくないが、このように見てくると、内軍＝中軍は洛陽城内にあつて宿衛を任とするもの、外軍は洛陽城外（でその近邊）にある宿衛軍以外のものということが推測されよう。

ただし、魏時代、中軍に比して外軍の數はごく少なかつたようである。例えば、魏の嘉平元年（西紀二四九年）の正月、大將軍曹爽、その弟中領軍曹羲、武衛將軍曹訓らが、魏帝邵陵厲公に從つて明帝の陵に謁すべく洛陽城を出たが、そのあとで、太傅司馬懿が皇太后の令と稱して諸城門を閉じ、兵を勒し武庫を占有してその武器を兵に授け、司徒高柔に大將軍の事をを行わせて曹爽の營に據らしめ、太僕王觀に中領軍の事を行わせて曹羲の營に據らせた。魏志九曹爽傳の注に、このときのことを記し、

干寶晉記曰、爽留車駕、宿伊水南。伐木爲鹿角。發屯甲兵數千人以爲衛。

とあり、また別の注に、

（大司農桓）範南見爽。勸爽兄弟、以天子詣許昌、徵四方以自輔。：範自謂羲曰、卿別營近在闕南。洛陽典農治在城外。

領軍將軍と護軍將軍 越智

呼召如意。今詣許昌不過中宿。許昌別庫足相被假。所憂當在穀食。而大司農印章在我身。義兄弟默然不從。^{二云} とある。大司農はいうまでもなく民屯田を管掌する最高官である。「洛陽典農治在城外。呼召如意。」とあるのは、「大司農のもとにあつて洛陽の民屯田を掌つて いる洛陽典農の治が洛陽城外にある。この耕作者を呼召して戦士として働らかせるのは意のままである」といつた意味である。⁽⁵⁾ 干寶晉記に見える屯甲兵はそれが始めから「兵」として示されているから軍屯田兵とすべきであろう。民屯田耕作者は一面で戦士的性格をもつていたが、本來兵役にあるべきものではない。⁽⁶⁾ 曹爽兄弟が桓範の計を用いることなくついに敗れ去つたのは周知の通りであるが、右の二記事は當時洛陽城外に（領軍將軍の別營兵以外）殆んど正規の軍兵はなく、一旦洛陽城内の兵をおさえられた場合、城外の正規の軍事力は微力でとるに足りなかつたのを物語つている。⁽⁷⁾ また正元二年（西紀二五五年）の毋丘儉の叛に際してのこととして、魏志^{卷二十八毋丘儉傳}に、

大將軍（司馬師）統中外軍、討之。

とあり、晉書^{卷二景帝本紀}、正元二年二月の條に、

戊午、帝（司馬師のこと）統中軍步騎十餘萬、以征之。倍道兼行。召三方兵、大會于陳許之郊。

とある。「三方兵」とは地方軍を指す。この兩記事をあわせて見ると司馬氏の統べたのが一方では中外軍とあり、他方では單に中軍とある。またまえに引いた晉書段灼傳でも中央軍を一方で中外軍といつてある。このことは中軍で中外軍を代表しているとすべきであろう。そこに中外軍の主力が、たとえ外軍が次第に増加したといつても、依然中軍にあつたのが反映されているとされるのはなかろうか。

この際注意すべきことがある。それは魏の末期になると中軍、外軍が事實上魏の皇帝の中央軍でなく、司馬氏の「私兵」化していたことである。魏志毋丘儉傳に、正元二年毋丘儉らが兵を擧げたとき上まつた表が注としてのつてあるが、その

なかに、

(司馬師) 方徵兵募士、毀壞宮内。列侯自衛。…三方之守、一朝闕廢。多選精兵、以自營衛。五營領兵、闕而不補。多載器仗、充聚本營。天下所聞人、懷憤怨、譖言盈路、以疑海內。…多休^{ナメテ}守兵、以占高第、以空虛四表。欲擅彊勢、以逞姦心。云云

とある。五營（校尉）とは、さきにふれたように皇帝の宿衛軍である。また世說新語、方正に引く漢晉春秋に、

自曹芳事後、魏人省撤宿衛、無復鎧甲。諸門戎兵老弱而已。曹髦見威權日去、不勝其忿。云云

とあつて、曹髦すなわち魏帝高貴鄉公髦は遂に殿中の宿衛、僮僕數百などを率いて中護軍賈充と戦い、敗れて崩じている。

「曹芳事」とは正元元年（西紀二五四年）司馬師が魏帝邵陵厲公芳を廢したことなどを指す。高貴鄉公髦が敗れて崩じたのは甘露四年（西紀二六〇年）のことである。中護軍賈充は司馬氏側の有力な一員である。この兩記事は魏末司馬氏が、内は實際に皇帝の中軍としての機能をもつものを削り、外はその外鎮の兵力を弱め、以て自己の軍事力を強めようとしたことを物語る。さきに正元二年司馬師が毋丘儉を討つたとき中外軍十餘萬を統べた記事を引いたが、このように見てくるとその中外軍は、事實上殆んど司馬氏の「私兵」であったとしてよからう。しかし司馬氏が受禪して西晉の國をたてたのであるから、西晉時代中外軍は名實ともに皇帝の中央軍になつたわけである。ところで、晉書^三武帝本紀、咸熙二年（＝泰始元年）十一月の條に、

初置四護軍、以統城外諸軍。

とある。この四護軍であるが、これは中護軍の誤りと解されぬでもない。しかしそれにしては「初」の文字の意味がしつくりしない。また、同本紀泰始四年（西紀二六八年）四月の條には、

寵振威揚威護軍官。置左右積弩將軍。

とある。晉書職官志、宋書百官志などにも泰始四年に護軍將軍が寵められたということは全く見えていない。ここで寵められた護軍の官は必ずしも右の四護軍であつて護軍將軍のことではなかろう。つまり、魏末に始めて置かれて洛陽城外の諸軍を統べた護軍は、その任務を果して晉の泰始四年に寵められたものであるが、泰始元年十二月に司馬氏が受禪したことを考えると、司馬氏は受禪にそなえて多數の軍兵を洛陽城外にあつめそれを四護軍に統べさせたことが察せられよう。受禪が無事完了してから四護軍の官が廢止されたが、以後そのもとにつながる軍兵（即ち外軍）は必ずしも特定の武官に支配されたものではなかつた。晉書卷三王沈傳に、

及（武）帝受禪、以佐命之勳、轉驃騎將軍、錄尚書事、加散騎常侍、統城外諸軍事。

とあり、晉書卷三苟顥傳に、西晉初期のこととして、

（苟顥）遷太尉都督城外牙門諸軍事、置司馬親兵百人。

とあるのはその一端を物語る。

II 魏西晉の外軍と護軍將軍との關係

以上瞥見した魏西晉の外軍と護軍將軍との關係であるが、當時護軍將軍は宿衛軍たる護軍營を支配していた。晉書卷六淮

南忠壯王允傳に、

領中護軍。允性沈毅。宿衛將士、皆敬服。：轉爲太尉。外示優崇、實奪其兵也。允稱疾、不拜。

とあるのはそれを證する。しかし當時護軍將軍が護軍營以外の（中）外軍を恒常的に支配したことはない。ただ、晉書卷四賈充傳に、

(賈充) 轉中護軍。高貴鄉公之攻相府也、充率衆、距戰於南闕。及常道鄉公卽位、進封安陽鄉侯、增邑千二百戶。統外諸軍。加散騎常侍。

とある。この「外諸軍」の「外」は必らずや洛陽城外の意味であろう。ここでは中護軍—護軍將軍が外軍を支配しているが、この支配體制は決して恒常化しているものでなく、たまく護軍將軍が外軍を統べたことのある記録に過ぎないと考えられる。また魏志^九夏侯玄傳の注に引く魏略に、

玄既遷、司馬景王代爲護軍。護軍總統諸將、任主武官選舉。云々

とある。ここに護軍が諸將を總統するというの、「任主武官選舉」とあるのが、のちに述べるように(魏時代)護軍將軍が領軍將軍をたすけて武官の人事を行つたという意味と解されるのとあわせ考え、護軍將軍が領軍將軍に屬するもの、すなわちその次官的なものとして領軍將軍の支配する五校、武衛、中壘の三營(すべて中軍)の諸將軍に何らかの支配者の影響力を及ぼしたといったような意味に解すべきである。つまり、魏西晉時代、外軍は存していたが、護軍將軍の外軍支配は恒常化していなかつたと考えられるのである。

III 東晉宋齊の外軍

つぎに東晉宋齊時代であるが、同時代もさらにその中の梁陳時代とともに、外軍と中軍とが中央軍を構成していること、(つまり外軍が地方軍でないこと)にほぼ問題はなかろう。念の爲その一例をあげると、晋書^{十七}應詹傳に、東晉初期のこととして、

(應詹) 上疏曰、…都督可課佃二十頃、州十頃、郡五頃、縣三頃。皆取文武吏醫卜、不得撓亂百姓。三臺九府中外諸車、有可減損、皆令附農。云々

領軍將軍と護軍將軍 越智

とある。これは都督（州諸軍事）以下の率いる地方軍つまり全地方軍と中外軍とが別のものであるのを物語つてゐる。ただし、この外軍はかつての外軍が首都洛陽城外にあつたものを指すように、當時の首都建康城外にあつたものを指すのか、それとも單にかつての外軍の流れをくむ營兵を指すだけのことであつて、建康城の内、外の何れにあるのかは殆んど問題にならなくなつてゐるのか、何れとも決定出来ない。恐らくは後者のように考えるのが眞實に近いであろう。

IV 東晉南朝軍制における護軍將軍の外軍支配と地方軍統御

ところで、軍の建制上魏西晉と東晉南朝とでは非常に大きい變化がある。護軍將軍のもつ歴史的性質もこの變化と關連してとりあげなければならない。曹操は元來州郡に軍隊を布置することを好まず、軍隊となるべく自らの直屬軍とすることに努め、それを重要地點に集中的に配置して事あれば各方面に出動させるという方針をとつた。そうした軍隊は霸府鄰城の所在する魏郡に最も多く配置されていた。魏建國後それらのうちの相當多數のものは首都洛陽城の内外に移されたが、それは禁軍＝中央軍となつた。しかし魏建國後州郡にも次第に軍隊が置かれるようになり、西晉に入るとそれは次第に増加した。⁽⁸⁾ しかし魏以來、中央軍強化、地方軍削減の意圖は常に内在していたのである。西晉の武帝は天下統一をなしてのち地方の一般的軍備の大部分を罷め、在京の兵力と王國の兵力とを以て海内を制壓するという方針をとつた。これは一面で、魏以来の中央軍強化、地方軍削減の線がやや亂れ地方軍増強の傾向があつたのを舊に復した、という意義をもつ。ところで、東晉建國以後南朝にかけて中央軍よりも地方軍の方がはるかに强大となつてきた。つまり西晉以前と東晉以後とでは中央軍と地方軍との比重に變化があつたわけである。（後者において王國の國兵は大して問題とならない。）このことは同時に、東晉以後皇帝の全國軍支配の成否が、中央軍支配の成否よりもむしろ地方軍支配の成否にかかつてゐることを意味する。⁽⁹⁾ さて、

(前略) (溫) 嶠因奏軍國要務。…其三曰、諸外州郡將兵者、及都督府非臨敵之軍、且田且守。又、先朝使五校出田。今四軍五校有兵者、及護軍所統外軍、可分遣二軍出、并屯要處。云云

とあつて、護軍將軍が（舊來の外軍の流れをくむ）外軍を恒常に支配するようになつたのが察せられる。南朝に入つてからもそれが同様であつたのは改めて論ずるまでもあるまい。しかし、今迄見てきたところから、護軍將軍が外軍を恒常に支配するにしても、皇帝の軍隊支配という觀點からすればその意義は些少なものとなつたとすべきである。東晉宋齊時代、護軍將軍のもつ歴史的意義は、結局地方軍の恒常的支配をなすに至つたことにある。南齊書卷三 虞玩之傳に見える虞玩之の上表のなかに、

尋、蘇峻平後、（護軍將軍）庾亮就溫嶠求勳簿。而嶠不與。以爲、陶侃所上、多非實錄。云云

とある。蘇峻の亂平定時、溫嶠は平南將軍・都督江州諸軍事・江州刺史であり、陶侃は都督荆雍益梁州諸軍事・領護南蠻校尉・征西大將軍・荊州刺史であつた。その際庾亮が護軍將軍であつたことは無視出來ない。つまり庾亮が溫嶠、陶侃に勳簿（10） を求めたということは護軍將軍としての資格においてであつたとしなくては理解出來ぬであろう。これは護軍將軍の携つた軍政の一面と思われる。こうしたことは東晉始すでに護軍將軍が地方軍に何らかの支配力をもつていたことを察せしめる。つぎに宋書卷十七 蔡廓傳に、宋初のこととして、揚州刺史廬陵王義眞の朝堂の班次に關しての記事がある。そのなかに、
今、護軍、總方伯。

とある。これこそは護軍將軍が地方軍——より端的に地方長官の率いる軍——支配を行つた明證である。なお、宋書卷七十五 王僧達傳に、

（王僧達）及爲護軍、不得志。乃、啓求徐州、曰、…若、首統軍政、董勒天兵、旣才所不周。實誠亦非願。云云

領軍將軍と護軍將軍　越智

とある。「首統軍政」とあるのは漠然と、護軍將軍が外軍を掌るもの、地方軍を恒常に支配するものとして種々の軍政面にも携わっていたのを示唆する。また、南齊書十三張岱傳に、

建元元年（西紀四七九年）、出爲左將軍吳郡太守。太祖知岱歷任清重。至郡未幾。手敕岱曰、大邦任重。乃未欲回換。但
撫戎務殷。宜須望實。今用卿爲護軍、加給事中。岱拜竟。詔以家爲府。二云とあつて、右と同様のことを示唆している。

三 魏晉宋齊の領軍將軍

本節の目的は第一に領軍將軍が宋齊時代に中軍・内軍を總て支配するようになつた過程を考察するにある。以下それを時代を追うて検討していく。なお、北堂書鈔六四護軍將軍一〇八に引く晋起居注に、

泰始七年（西紀二七一年）詔曰、中護軍韓浩與中領軍史奐、皆掌禁兵、典武選。

とある。中護軍韓浩と中領軍史奐とが後漢末掌つていたのは、後漢朝の禁軍でなく明かに曹操の「中央軍」のことである。従つてここではそれを論外とする。（この記事についてはのちにふれる。）

I 魏の領軍將軍

まず魏時代であるが、宋書十四百官志下に、

魏晉江左、領護各々領營兵。

とある。この營兵が中央軍の宿衛兵であつたのはいうまでもない。ところで、當時領軍將軍の營兵支配はその領軍營だけではなく、他營にも及んでいる。いまそれについて見ると、さきに晋書職官志の魏の文帝が王位に即いたとき曹休を領軍將軍と

し、五校、中壘、武衛の三營を主らせた記事を引いた。さらに宋書卷四百官志下に、

魏初因置護軍。主武官選。隸領軍。

とあって、魏時代の領軍將軍が護軍營をも支配していたことが知られる。五校、中壘、武衛は明かに中央軍に屬する宿衛軍であつた。⁽¹⁾ かくて魏時代の領軍將軍は中央軍のなかの領軍營を有するとともに中央軍の他の宿衛軍（の一部）をも支配していたことがわかる。なお、晋書卷三十四羊祜傳に、

（羊祜）遷中領軍。悉統宿衛、入直殿中。云云

とある。これは魏末のことである。一時的なことはいえ領軍將軍が悉く宿營を支配したことのあるのはのちの時代の領軍將軍の任務への萌芽として注意すべきであろう。

II 西晋の領軍將軍

つぎに西晋時代であるが、宋書卷四百官志下に、

文帝即魏王位、魏始置領軍。主五校中壘武衛三營。晋武帝初、省。使中軍將軍羊祜統二衛前後左右驍騎七軍營兵。即領軍之任也。

とある。ここでは羊祜が中軍將軍として見えているが、晋書羊祜傳に、

（羊祜）遷中領軍。…武帝受禪、以佐命之勳、進號中軍將軍、加散騎常侍。

とあつて、かれが魏末中領軍となり、西晋建國にあたつて中軍將軍となつたのを物語つてゐる。いま右の記事に關連して、(1)西晋建國時から暫くの間、舊來の晋王國（魏朝のなかの晋王國）の領軍將軍系統のものと、建國によつて新らしく生じた領軍將軍系統のものとが併存したがその眞體相はどうであつたかということ、(2)「晋武帝初、省。」とあるのが何を意味す

るかということ、(三)右の「即領軍之任也。」とあるのが具體的に何であるかということ、の二點をとりあげてみよう。

まず第一の點であるが、晋書卷二十七義陽成王望傳に、

(順陽侯望)徵拜衛將軍。領中領軍、典禁兵。尋加驃騎將軍、開府。頃之、代何曾爲司徒。武帝受禪、封義陽王、邑萬戶。給兵二千人。泰始三年(西紀二六七年)、詔曰、：司徒中領軍、以明德近屬。世濟其類。云云

とある。これからみて、魏末、羊祜が中領軍であったとき、もう一人順陽侯望という中領軍がいたことが知られ、さらに西晋の初に羊祜が中軍將軍となつてからも依然として順陽侯望(當時は義陽王望)(以下すべて義陽王望といふ)が中領軍であつたことが知られる。これは一體どのように解すべきであろうか。晋書卷二十一文帝本紀、咸熙二年(西紀二六五年)五月の條に、

晋國置御史大夫侍中常侍尚書中領軍衛將軍官。

とある。ここで晋王國に中領軍と衛將軍との官が置かれていることは注目すべきである。結論的にいうと、義陽王望のなつた中領軍、衛將軍は晋王國のものであり、羊祜の中領軍は魏朝のそれと考えられるのである。(義陽王望が魏末、禁兵を典つたとある際の禁兵とはいうまでもなく魏のそれではない。王朝建立後、建國以前におけるその王朝の開祖の親軍を、禁兵と表現したことについてはのちにふれる)西晋建國時羊祜が西晋の中軍將軍となつた際、義陽王望は殆んど自動的に晋王國の中領軍から西晋の中領軍となつたと解される(職任の擴大はなし)。ちなみに、宋書卷十四檀祗傳に、

(義熙)十四年(西紀四一八年)、天子詔曰、宋國始立、内外草創。禁旅王要、揔司須才。右將軍祗、可爲宋領軍將軍、加散騎常侍。

とある。この記事は、東晋末宋王國が出來たとき、宋王國に領軍將軍が置かれたことを物語つてゐる。もつとも檀祗はそれ

に就任しておらず、宋王國の領軍將軍が宋朝が出來たときどのように變遷したかは明かでない。

宋書百官志にはまえに引いた記事に續いて、

祐遷。罷。復置北軍中候。北軍中候置丞一人。懷帝永嘉中、改曰中領軍。

とある。右の中軍將軍を罷め復た北軍中候を置いたとあるのは、晋書卷三武帝本紀、泰始四年（西紀二六八年）二月の條に、
罷中軍將軍、置北軍中候。

とあるのに相當る。ところで、泰始七年六月に義陽王望は薨じてゐるが、同年十二月に中領軍は罷めて北軍中候に并せられ
ている。ここに至つて晋王國の領軍將軍系統の官はなくなつて、西晋建國時に生じた領軍將軍系統の官、すなわち當時の北
軍中候に一本化されたわけである。こうした北軍中候が永嘉中にさらに中領軍と改稱されたわけである。

つぎに第一の「晋武帝初、省。」とあるのが何を意味するかということであるが、のちに引く宋書卷十四百官志下の記事に
鑑み、少なくとも五校は魏西晉と引續いて存しており、西晋建國時—羊祜の中軍將軍在職中廢止されたとは考えがたい。こ
の際の「省」は、舊來、魏王朝に存していいた領軍將軍を廢止するという意味でなく、舊來魏の領軍將軍が支配していいた五
校、中壘、武衛の三營を、舊來の領軍將軍の系統を引く將軍（具體的には中軍將軍羊祜）が引續いて支配するのを廢止した
という意味であるとされよう。

つぎに第三の點、つまり「即領軍之任也。」とあるのが具體的に何であるかということであるが、その検討に先立ち當時
の史料のもう性格—限界について瞥見しておこう。當時の記事、史料を見ていると、後代の何らかの状態を前代に投影して
あたかも前代にそれがあつたかの如く記していることが數多い。例えば北堂書鈔六四護軍將軍一〇八に引く晋起居注に、
泰始七年詔曰、中護軍韓浩與中領軍史奐、皆掌禁兵、典武選。

とある。中護軍韓浩と中領軍史渙とが後漢末掌つていたのは、後漢の禁軍でなく明かに曹操の「中央軍」のことである。ところが晋の泰始七年の詔ではそれを禁兵としている。（韓浩・史渙はともに後漢末、曹操の在世中に死している。）つまり、泰始七年には中護軍と北軍中候とが禁兵を掌り、かつ武官の人事を掌つてゐるが、右はそれが前代に投影されたものと考えられるのである。なお、この詔が出た年、晋王國の中領軍の流れをくむ中領軍は廢されている。従つて詔の出た月日によつてそのときそした中領軍が存したか否かが決まるわけである。しかしそれが何れであつても詔にいう中領軍は魏の中領軍、領軍將軍の流れをくむもの、すなわち當時の北軍中候であつて晋王國の中領軍の流れをくむものとは關係ないものである。以上のことを念頭において晋書職官志を見ると、

左右前後軍將軍。案魏明帝時、有左軍。則左軍魏官也。至晋不改。武帝初又置前軍右軍。泰始八年（西紀二七二年）、又置後軍。是爲四軍。

とある。かくてここにいう七軍は泰始八年—羊祜が中軍將軍を罷めたのち—以後始めてすべてが存したものであり、羊祜の中軍將軍在職中に後軍將軍はなかつたわけである。この記事は羊祜が七軍を支配したとする考え方を不可能とする。また晋書三卷 武帝本紀、泰始五年六月の條に、

罷鎮軍將軍、復置左右將軍官。

とある。右將軍の場合同本紀、泰始二年八月の條にそれを省いたとの記事がある。これが泰始五年六月に復た置かれたと思われる。かくて右將軍は羊祜が中軍將軍に在職中に一時省かれていたことになる。そうすると中軍將軍羊祜の統べたのが、（自らの營以外で）五軍以下ということもあつたわけである。つまりいま問題としている宋書百官志の羊祜が七軍の營兵を支配したという記事は、七軍の存した期間中で、かつ領軍將軍が宿衛軍の主導者的立場にあつてそれを統べた時期において

その状態を羊祜が中軍將軍であつた時期に投影したものと考えられるのである。その具體的時期であるが、宋書卷四百官志下には東晉時代と宋時代との領軍將軍の支配について別に記しているから、それは自ら西晉時代内に限られてくる。なお、右の七軍が當時の宿衛軍の中核的なものであつたのは察するにかたくない。

附言すると、(魏) 西晉時代宿衛軍と稱されるものには殿中の直衛に任ずるものだけでなく、宮門や洛陽城の警備などにあたつたものもあつたと考えられる。⁽¹²⁾ 事に臨んで宿衛軍が外軍とともに外出したのはいうまでもない。

なお、義陽王望の中領軍としての職任についてであるが、泰始四年二月に羊祜が中軍將軍を罷めたが、それから暫くたつた泰始四年十月のこととして、晋書義陽成王望傳に、

吳將施績、寇江夏、邊境騒動。以望統中軍步騎二萬、出屯龍附、爲一方重鎮。假節、加大都督諸軍事。乃班師。

とあり、さらにのちのこととして、

解大司馬。(孫) 珩率衆向壽春。詔望、統中軍二萬騎三千、據淮北。云々

とある。後者の場合も義陽王望は中領軍を兼ねていたとすべきであろう。しかし、まことに述べたように中軍將軍が罷められた際その宿衛軍支配権は北軍中候に繼承されており、また少なくとも管見の及ぶ範囲では中領軍義陽王望は中軍將軍が罷められてからも自己の領軍營以外に宿衛の諸營を恒常的なものとして支配したことはない。従つて右の二事例において中領軍義陽王望が自營以外の中軍の一部を率いたことが示されていたにしても、そのことは單に皇帝の義陽王望への個人的信任を示すに過ぎぬと思われるるのである。

III 東晉における領軍將軍の職任の擴大

つぎに東晉時代の領軍將軍であるが、東晉時代に再度、一時的とはいえ領軍將軍が北軍中候と稱されている。しかし以下

そうした北軍中候をも領軍將軍に含めて考へて行くこととする。さきに西晉時代、二衛、前軍、後軍、左軍、右軍、驍騎七軍の營兵を統べるのが領軍將軍の任務となつたことを述べたが、宋書卷四百官志下には、別に、

江左以來、領軍不復別營。總統二衛驍騎材官諸軍。

とある。この記事はあたかも東晉時代から宋時代に至るまでの状態が同じであるという前提をもつて、領軍將軍がまことに比べて前、後、左、右の四軍を統べることが減り、逆に材官の軍を統べることが増したのを記しているかの如くである。しかし東晉の始めから宋までの實情を示すものとしては、右は適切でない。すなわち、つぎに述べるように宋に入ると領軍將軍は全内軍を掌るようになつてゐる。従つて、百官志の「(領軍將軍) 總統二衛驍騎材官諸軍」というような領軍將軍の限定的な内軍支配は東晉時代のものとしなければならない。

ところで晋書卷十七王彪之傳に、穆帝のときのこととして、

彪之上議曰、...宿衛之重、二衛任之。其次驍騎左軍。各有所領。無兵軍校、皆應罷廢。四軍皆罷、則左軍之名、不宜獨立。宜改遊擊、以對驍騎。云云

とあるが、この改革案は穆帝の次の哀帝のときに實行に移された。晋書八哀帝本紀興寧二年(西紀三六四年)二月の條に、

改左軍將軍爲遊擊將軍。罷右軍前軍後軍將軍五校三將官。

とあるのがそれである。「三將」とは虎賁中郎將、冗從僕射、羽林監を指す。これから東晉の興寧二年に左軍が遊擊と改名されたこと及び同時に右軍、前軍、後軍が罷められたこと、さらに五校がこのとまで存してゐたことが知られる。ところで、晋書卷十二職官志に、

屯騎步兵越騎長水射聲等校尉、是爲五校。並漢官也。魏晉逮于江左猶領營兵。並置司馬功曹主簿。後省。左軍右軍前軍

後軍爲鎮衛軍。其左右營校尉、自如舊。皆中領軍統之。

とある。これを先の記事とあわせ考えると、職官志の「左軍」は愆りであり、かつ、興寧二年に（袁帝本紀興寧二年の條にそれらを罷めたと表現されている）右軍、前軍、後軍が（改めて）鎮衛軍となり依然として領軍將軍の支配下にあつたとすべきであるう。なお、遊擊が領軍將軍の支配下にあつたのを示す史料は検出しえていないが、二衛及び遊擊と對する驍騎が何れも領軍將軍の支配下にあつたこと、遊擊の前身たる左軍も亦領軍將軍の支配下にあつたことに鑑み⁽¹³⁾、同じく領軍將軍の支配下にあつたことが想像されるであろう。たとえそうした想像があたつていなかつたにしても、今迄の考察は東晉時代領軍將軍が次第に、事實上宿衛軍の大部分すなわち中軍の大部分を支配して行つたことを證するであろう。

いま、領軍將軍の支配の擴大を領軍將軍の六軍支配と關連させてとりあげてみよう。六軍はもと／＼禁軍という意味であるが、東晉時代具體的にはそれに二つの意味があつた。その一はほば中軍といつた意味であり、その二は全中央軍といつた意味である。晋書卷七度亮傳に、

因表爲中領軍。明帝卽位、以爲中書監。亮上書讓曰、…出總六軍十餘年間、位超先達、無勞受遇。…止足之分、臣所宜守。云々

とあり、晋書卷六紀瞻傳に、

（紀瞻）俄轉領軍將軍。當時服其嚴毅。雖恒疾病、六軍敬憚之。（紀）瞻、以久病、請去官。不聽。復加散騎常侍。及王敦之逆、帝使謂瞻曰、卿雖病、爲朕、臥護六軍。所益多矣。乃、賜布千匹。瞻不以歸家、分賞將士。

とあり、晋書卷七陸曄傳に、

（明帝）遺詔曰、（領軍將軍陸曄）清操忠貞、歷職顯允。…既委以六軍。可錄尚書事、加散騎常侍。

領軍將軍と護軍將軍 越智

とある。晉書職官志に、護軍將軍のことと述べ、

晋世則不隸（領軍）也。

とあるように、晋時代、領軍將軍はもとより護軍將軍を支配していない。従つてこれらの際の六軍はほぼ全禁軍から護軍將軍の率いる（護軍營及び）外軍を除いたもの、すなわちほぼ中軍といった意味となろう。右にあげた三例は何れも東晋初期のものである。ここではやや漠然とではあるが領軍將軍が全中軍に對し支配的地位に立つていたことが物語られているとされよう。

IV 宋齊における領軍將軍の職權

つぎに宋齊時代の領軍將軍であるが、まず宋時代、宋書卷四百官志下に、

領軍將軍一人。掌內軍。：護軍將軍一人、掌外軍。

とある。この際の内軍であるが、晉書羊祜傳に、晉建國直前のこととして、

（中領軍羊祜）悉統宿衛、入直殿中。執兵之要、事兼内外。

とある。中領軍羊祜が「事兼内外」とあるのはもちろん軍事上のことであり、より具體的には中外軍のことである。ところで晉書卷二禮志下を見ると、

成帝咸和中、詔内外諸軍、戲兵於南郊之場。故、其地因名闕場。自後藩鎮桓廬諸方伯、往往閱習。然朝廷無事焉。

とある。この際の「内外諸軍」は必ずしも内軍・中軍と外軍とに相當るものであろう。つまり、舊來、中軍を内軍ともいつたことが察せられるのである。こうしたことを知つたうえでさきの百官志の記事をりかえつてみよう。當時の軍は中央軍＝禁軍＝中・外軍と地方軍とに分れていたが、當時地方軍が護軍將軍の支配下にあつたことはさきに述べた通りである。な

おのちに述べるようすに當時領軍將軍は護軍將軍に支配力を及ぼしつつあつた。このことは領軍將軍が護軍將軍を通じて地方軍を支配すべきを意味するが、それにしても内軍が地方軍を含むとは考えられない。そうするとこの内軍は「外軍十地方軍」以外のもの、すなわち中軍の意味と考えざるをえないであろう。かくて、領軍將軍は宋時代全内軍＝全中軍を支配するに至つたことが明かとなろう。この様態は齊時代も同様であつたとしてよい。

ここで右の見解を補強すべくふたたび領軍將軍の六軍支配をとりあげてみよう。まず全中央軍＝全中外軍を指す六軍の語についてであるが、晋書卷五十七馬隆傳に、西晋時代のこととして、

初涼州刺史楊欣、失羌戎之和。隆陳其必敗。俄而欣爲虜所沒。河西斷絕。帝每有西顧之憂。臨朝、而歎曰、誰能爲我討此虜、通涼州者乎。朝臣莫對。隆進曰、陛下若能任臣。臣能平之。帝曰、必能滅賊、何爲不任。顧卿方略何如耳。隆曰、陛下若能任臣、當聽臣自任。帝曰云何。隆曰、臣請募勇士三千人、無問所從來。率之鼓行而西、稟陛下威德、醜虜何足滅哉。帝許之。乃以隆爲武威太守。公卿僉曰、六軍旣衆。州郡兵多。但當用之。不宜橫設賞募以亂常典。隆小將。妄說不可從也。帝弗納。

とある。この六軍は自ら中央軍となる。また晋書卷九十八王敦傳に、東晋初期のこととして

(前略)時、劉隗用事、頗疎間王氏、(王)導等甚不平。(王)敦上疏曰、…頃者、令導、內綜機密、出錄尙書、杖節京都、并統六軍。既爲刺史。兼居重號。殊非人臣之體。流俗好評、必有譏謗。宜省錄尙書、杖節及都督。二云云とある。この際、「統六軍」とあるのは、王導が都督中外諸軍事となつていたことを指すとしか考えられない。都督中外諸軍事は當然全中外軍＝全中央軍を支配する。ところで、晋書職官志に、及晉、以領護左右衛驍騎遊擊爲六軍。

とある。南齊書卷六十一百官志にも、「領軍將軍中領軍、護軍將軍中護軍、左右二衛將軍、驍騎將軍、遊擊將軍」を記してのち、晋世以來、謂領護至驍遊爲六軍。

とあつて、右と内容的に同質の六軍が晋以後宋齊と續いて存しているのを物語つてゐる。なおこゝに遊擊將軍が列されていることは、この六軍が東晋の興寧二年以後に出来たものであることを物語る。つまりこの六軍はさきに述べた興寧二年の軍制改革に鑑み（實質的に）全中軍と護軍（及び護軍の卒いる外軍）すなわち（實質的に）全中央軍ということになる。（二）

の六軍生成後中軍といつた意味の六軍は殆んど使用されていない。梁書卷四十二臧盾傳に、

又詔曰、總一六軍、非才勿授。御史中丞新除散騎常侍（臧）盾、志懷忠密、識用詳慎。當官平允、處務勤恪。必能緝斯戎政。可兼領軍。常侍如故。

とあるが、ここに見える領軍將軍の支配にかかる六軍は、後述のような梁時代の領軍將軍の實態に鑑み必らずやその六軍であろう。ところで、南齊書卷七東昏侯本紀に、永泰元年（西紀四九八年）八月に始安王遙光の叛した際のことを記して、

中外戒嚴。尚書令徐孝嗣以下屯衛宮城、遣領軍將軍蕭坦之、率六軍、討之。

とある。この六軍はいまとりあげている六軍とすべきであるが、果してそうであると齊時代領軍將軍が全中央軍を率いたとするこの記事は、宋齊時代領軍將軍が全内軍＝中軍を支配するに至つたとするさきの見解をささえるところがあろう。

V 宋齊における領軍將軍の地位

本節の目的の第二は、領軍將軍が梁陳時代に内軍を統べるだけでなく、他に外軍、地方軍をも支配し、以て天下の兵要を管するに至る過程を考察するにある。宋書卷四十禮志一に、

元嘉二十五年（西紀四四八年）閏二月、大蒐於宣武場。主胄奉詔、列奏申攝、克日校獵。百官備辨、設行宮殿便坐武帳

於幕府山南岡、設王公百官便坐幔省、如常儀。設南北左右四行旌門、建獲旗以表獲車。：領軍將軍一人、督右甄護軍一人、督左甄大司馬一人、居中董正。諸軍悉受節度。

とある。また、南齊書（高帝本紀）に、宋末、江州刺史桂陽王休範が兵を尋陽にあげ都にせまつたときのことを記し、

太祖（時に右衛將軍）與護軍褚淵、征北張永、領軍劉勔、僕射劉秉、遊擊將軍戴明寶、驍騎將軍阮佃夫、右軍將軍王道隆、中書舍人孫千齡、員外郎楊運長、集中書省、計議。莫有言者。太祖曰、：領軍宣屯陽門、爲諸軍節度。諸貴安坐殿中。右軍諸人、不須競出。我自前驅、破賊必矣。

とあり、さらに、

中書舍人孫千齡、與休範有密契。獨曰、宜依舊遣軍、據梁山魯顯間。右衛若不出白下、則應進頓南州。太祖正色曰、賊今已近。梁山豈可得至。新亭既是兵衝。所以欲死報國耳。常日乃可屈曲相從、今不得也。座起。太祖顧謂劉勔曰、領軍已同鄙議、不可改易。

とあり、さらに、領軍將軍劉勔の戰沒を記してから、

初勔高尙其意、託造園宅、名爲東山。頗忽世務。太祖謂之曰、將軍以顧命之重、任兼內外。主上春秋未幾。諸王竝幼冲。上流聲議、遐邇所聞。此是將軍艱難之日。而將軍深尙從容、廢省羽翼。一朝事至、雖悔不可追。勔竟不納。とある。これらの諸記事は宋末すでに領軍將軍が首都の全軍すなわち全中央軍に支配的地位を占めつつあつたのを物語るとしてよからう。とくに第二番目の記事は領軍將軍が護軍將軍に對しその支配者の地位にあるのを物語るが、このことは領軍將軍が護軍將軍を通じて地方軍の支配者たるべき方向をもつていたことを示唆するとされよう。

こうした領軍將軍の支配擴大の志向に相應じて、領軍將軍のもつ官人としての地位も次第に高まつたと考えられる。宋書

百官志の領軍將軍、護軍將軍の記事を晉書職官志のそれと對比すると、(傍線は相異箇所を示す。)

〔晉書〕

〔宋書〕

中領軍將軍漢建安四年魏武丞相府自置及拔

漢中以曹休爲中領軍文帝踐阼始置領軍將軍以
曹休爲之主五校中壘武衛等三營武帝初省使中
軍將軍羊祜統二衛前後左右驍騎等營卽領軍之
任也懷帝永嘉中改曰中領軍永昌元年改曰北軍
中候尋復爲領軍成帝世復爲中候尋復爲領軍

有南軍都督

護軍將軍案秦護軍都尉官也漢因之高祖以陳平爲護軍中尉武帝復以爲護軍都尉屬大司馬

魏武爲相以韓浩爲護軍史奐爲領軍非漢官也
建安十二年改護軍爲中護軍領軍爲中領軍置
長史司馬魏初因置護軍將軍主武官選隸領軍晉
世則不隸也元帝永昌元年省護軍并領軍

護軍將軍一人掌外軍秦時護軍都尉漢因之陳平爲護軍中尉盡護諸
將然則復以都尉爲中尉矣武帝元狩四年以護軍都尉屬大司馬于時爲
都尉矣漢書李廣傳廣爲驍騎將軍屬護軍將軍蓋護軍護諸將軍哀帝元
壽元年更名護軍都尉曰司寇平帝元始元年更名護軍都尉東京省班固
爲大將軍中護軍隸將軍莫府非漢朝列職魏武爲相以韓浩爲護軍史奐
爲領軍非漢也

建安十二年改護軍爲中護軍領軍爲中領軍置長史司馬魏初因置護軍
主武官選隸領軍晉世則不隸也晉元帝永昌元年省護軍并領軍

明帝太寧二年復置各領營兵江左以來領軍不復別營總
別領營總統二衛驍騎材官諸營護軍猶別有營也
資重者爲領軍護軍資輕者爲中領軍中護軍屬官

明帝太寧二年復置魏晉江左領護各領營兵江左以來領軍不復別營總
統二衛驍騎材官諸軍猶別有營也領護資重者爲領軍護軍將軍資輕者
爲中領軍中護軍官屬有長史司馬功曹主簿五官受命出征則置參軍

有長史司馬功曹主簿五官受命出軍則置參軍

となる。このように見てくると、晋書職官志と宋書百官志との領軍將軍、護軍將軍に關する記述は元來同一系統の史料に出たことが察せられる。ところが、南齊書卷十百官志を見ると、領軍將軍、中領軍、護軍將軍、中護軍に關し、

凡、爲中、小輕、同一官也。諸爲將軍官、皆敬領護。諸王爲將軍、道相逢、則領護讓道。置長史司馬五官功曹主簿。

とある。これは當然晋書職官志、宋書百官志とは別の系統の史料に出たとされよう。それならばこの史料は何時ごろからのことを記しているのであろうか。それを明確に示すものはないが、筆者は宋朝成立以後と考えたい。すなわち、そこに領軍將軍、護軍將軍が素姓の他の將軍に官界において優越した性格を有すると共に、諸王が將軍となれば（その將軍號の如何にかかわらず）官界において領軍將軍、護軍將軍よりも優越した一面を有するに至つたことが示唆されている。宋時代皇帝の支配力の強化とともに、「皇帝—皇親—素姓上級士大夫—素姓下級士大夫」のヒエラルキーが確立し朝堂の班次において皇親が、そのついている官職の官品（及び官品内の序列）の如何にかかわらず、素姓よりも優越してくる。皇親たる將軍が本來ならば自らがそれに對し「敬」すべき領軍將軍、護軍將軍からもかえつて「敬」を受ける制度になつてるのは、必らずや宋朝成立にともなうそうした變化の一環として理解すべきであろう。⁽¹⁴⁾このように見てくると、南齊書百官志の右の記事の「敬」の状態の初限は宋時代とされよう。

晋書卷十恭帝本紀に、

領軍將軍

越智

時、太尉（劉）裕都督中外諸軍（事）。詔曰、大司馬（司馬德文）地隆任重。親賢莫貳。雖府受節度、可身無致敬。南齊書百官志に見えるような状態は生じない筈である。ところで南史卷三十八柳世隆傳に、

（柳世隆）遷護軍。而衛軍王儉脩下官敬、甚謹。世隆止之。儉曰、將軍雖存弘眷、如王典何。其見重如此。とある。これは齊初のことである。當時衛將軍は領軍將軍の支配下にあって護軍將軍の支配を受けてはいない。それにもかかわらず衛將軍が護軍將軍を敬したのは、右の南齊書百官志に見えるような「敬」の一環と解すべきである。これらの事實は廣い觀點において右の見解と相應するものである。⁽¹⁵⁾

ところで、宋時代領軍將軍と護軍將軍との官品はともに官品第三品である。中領軍、中護軍も恐らく同様であったであろう。さて通典卷三十七職官十九宋官品を見ると、同官品で領軍將軍、護軍將軍より上位にある武官、官品第一品、第二品の將軍も存する。領軍將軍、護軍將軍はそれら（のうちのいくつか）にその支配を及ぼしている。例えば、宋書卷五蔡廓傳に、宋初、揚州刺史廬陵王眞の朝堂の班次に關しての記事がある。そのうちに、

今、護軍總方伯。而位次故在持節都督下。

とある。ここにいう方伯とはほぼ刺史の意味である。當時の刺史は通常將軍號をもち、かつ概ね持節都督であつた。持節都督は官品第二品である。これは護軍將軍がその支配下に自らよりも官品の高いものをもつていていたことを示す。なお、右の晉書恭帝本紀において大司馬が一般に「敬」すべきであつたのはいうまでもなく太尉でなく都督中外諸軍事である。大司馬、太尉はともに官品第一品、都督中外諸軍事は官品第二品である。してみれば、東晉末においても軍制上、長官よりも部下の方が官品が高い場合があつたといえよう。

以上見たところから、梁時代領軍將軍が天下の兵要を管する状態が突如として生じたのではなく、宋齊時代次第に醸釀されつゝあつたのが察せられよう。

四 梁陳時代の領軍將軍

今迄護軍將軍が東晉宋齊時代外軍の支配者となり宋以後さらに地方軍、少なくとも地方長官の率いる軍の支配者となつたが、宋齊時代領軍將軍が中軍＝内軍の支配者となると同時に、そうした護軍將軍に對して優越的地位を占める萌芽が生じてしたこと、つまり領軍將軍が全國軍の兵要を管すべき方向にあつたことについて述べた。本節は梁時代それが確立したことを論ずる。通典卷二十八職官十 左右領軍衛を見ると、

梁領軍將軍、管天下兵要。謂之禁司。與左右僕射爲一流。中領軍與吏部尚書爲一流。陳因之。

とある。これは梁時代領軍將軍が全國軍の支配者となつた明證となる。なお、ここに梁の領軍將軍が天下の兵要を管するという表現が見えるが、梁書卷十四臧盾傳に、

大同二年（西紀五三六年）、遷中領軍。領軍管天下兵要。監局事多。盾爲人敏贍、有風力。長於揆繁。職事甚理。天監中、吳平侯蕭景、居此職、著聲稱。至是、盾復繼之。

とあり、梁書卷二十四蕭景傳に、

（天監）七年（西紀五〇八年）、遷左驍騎將軍。兼領軍將軍。領軍管天下兵要。

とある。後者の記事を襲つたと思われる南史卷五十一吳平侯蕭景傳にも、

領軍管天下兵要。

とある。しかし三者何れも通典のように「梁」の文字はない。恐らく通典は意を以て「梁」の字を補つたであろうが、これはいうまでもなく正しいことと思われる。なお、梁書卷四十三韋粲傳に、

累遷太子僕。左衛率領直並如故。粲以舊恩任寄綱密。雖居職屢徙、常宿衛、頗擅威名。誕倨不爲時輩所平。右衛朱异、嘗於酒席、厲色謂粲曰、卿何得已作領軍面向人。

とある。右衛將軍朱异は梁の武帝の親任をえて權勢をふるつていたものである。そうしたかれが敢て右のような言を發したところには、梁時代領軍將軍が天下の兵要を管(16)したこと自ら物語られているとされよう。

ところで通典卷十七職官十九 梁官品を見ると、領軍將軍、護軍將軍は尚書左右僕射とともに流内第十五班、中領軍、中護軍は吏部尚書とともに流内第十四班となつてゐる。これは舊來の官品にあてはめると、ともに官品第二品にあたる。つまり梁の新官品では官品上の地位が領軍將軍、護軍將軍ともに上昇してゐるわけである。元來この新官品は舊來の官制に漸く生じてきた亂れを正し、かつ皇帝の支配力の強化を官制面で圖るのを目的の一つとしている。こうした意味からいえば、皇帝の軍事的支配系統の頂點に位するに至つた領軍將軍がその官品を上昇したのは當然のことといえよう。このことはまた「梁」の字を補うことを正しいとする見解と相應ずるところがある。もちろん、太尉、大司馬のような榮譽的な虛號の將軍（流内第十八班）、諸將軍開府儀同三司（流内第十七班）といつたものが官品上依然として領軍將軍の上にあるし、一應別系統になつてゐる將軍號のなかでも第二十四班の鎮衛驃騎車騎等の將軍がある。これは「内外通用」とあるから内號將軍のこともありえるわけである。これが流内十八班のどれに相當するか不明であるが、驃騎車騎將軍がもしそれらの舊來の官品（第一品）にあたる官品を梁の新官品に相當させられていたとすれば、ほぼ領軍將軍と等しいわけである。領軍將軍がこうしたもの今までを制度上支配するようになつたかどうかということであるが、まさに見たように、軍事面での支配服從關係は舊來

とても、必らずしも官品の上下に關係ないのであるから、天下の兵要を管するとなれば何らかの形でその支配力影響力の及ぶべきを考えてよからう。なお以上みた様相は一應陳時代に持ち越されたとしてよい。

ここで梁時代における領軍將軍の國軍支配に關し若干の點を補説すると、魏西晉時代のように中央軍が國軍の中心となる體制であれば、首都に必らずしも全國軍を統轄する將軍をおく必要はなかつたかも知れない。しかし東晉時代以後のように地方軍とくに州の長官たる刺史の率いる州軍が國軍の中心となる體制になると、首都にあつて（中央軍を支配すると同時に）地方軍を統轄する將軍がどうしても必要になつてくる。東晉以後領軍將軍、護軍將軍がそうした權限をも始めたのもこうした點からいえば當然のこととされよう。しかしその際形式的にそうしたことが次第に強まつたにしても實質がともなわない嫌があつた。それは當時刺史が州兵を自らの手で整備充實する責任を負わされていたが、その代りに商稅收入と屯田收入とを専用することが許されていたのに基くことが多い。こうした狀態にあつたため州兵は自ら刺史の私兵的性格を帶び、州鎮は往々反「國家」的動向を生ずる基盤となつた。ところで、梁の武帝は即位後間もなくいわゆる天監の改革を斷行した。

その改革の際商稅收入を刺史からとりあげて國稅とし刺史の屯田經營にも何らかの規整權をもとうとした。かくて刺史の養兵費は自ら資費（中央の尚書省で定める予算）に含まれることになつた。このことは裏からいえば皇帝——中央政府が地方軍に對し機構的にその支配力を強化し以て「中央集權」の實をあげようとしたということになる。⁽¹⁷⁾こうした背景をもつて梁時代領軍將軍が天下の兵要を管するということが生じたわけである。

ただし、こうした領軍將軍の全國軍支配體制はふたたび、（形式的にではなく）實質的に崩れかけている。それは州鎮勢力が改革の盲點をついてふたたび自律的獨立的性格を強めてきたことと、皇帝側近の寒人層が外監、制局監などとして領軍將軍の正常な機能發揮をむしろ妨げたからである。前者については別稿でとりあげる。⁽¹⁸⁾後者については第五節でされることと

する。

五 領軍將軍、護軍將軍と武官の人事

今迄ふれなかつたが、領軍將軍、護軍將軍のもつ大きい職能としてかれらが武官の人事を掌つたことがある。通典卷十三職官十六 勳官の注に、

歴代史籍皆云、護軍將軍、主武官選。則領軍無主選之文。唯、陶藻職官要錄云、領軍將軍、主武官選舉。而護軍不言主選。又、引曹昭叔述孝詩敍、曰、余年三十、遷中領軍、總六軍之要、秉選舉之機。以此爲證。今、按、漢高帝初、以陳平爲護軍中尉、已令主武官選矣。故、平有受金之讒。又、魏略云、護軍之官總統諸將、主武官選。前後當此官者、不能止貨賂。故、蔣濟爲護軍時、有謠、曰、欲求牙門、當得千匹。五百人督、得五百匹。司馬宣王與濟善。聞此聲、以問濟。濟無以解之。及夏侯玄代濟、故不能止絕人事。及晉景帝代元玄爲中護軍、整頓法度、人莫敢犯者。又、王隱晉書曰、景帝爲中護軍、作選用之法。舉不越功、吏無私焉。又、晉起居注云、武帝詔曰、中護軍職、典戎選。宜得幹才。遂以羊琇爲之。宋志又云、主武官選。按此、則護軍主選明矣。而陶藻所言領軍主選、及昭叔之敍者、當因省併之際、爲一時之權宜、非歷代之恒制。

とある。以下これを中心に領軍將軍と護軍將軍との武官の人事掌握について考えて見よう。

まず後漢末であるが、さきに見たように、北堂書鈔に、

泰始七年、詔曰、中護軍韓浩與中領軍史奐、皆掌禁兵、典武選。

とある。この史料はまさにふれたように、當時領軍將軍と護軍將軍とがともに武官の人事を掌つていたことを物語ると同時

に、後漢末、のちの魏の領軍將軍と護軍將軍との源流をなすものがともに武官の人事を掌つていたのを示唆する所すべきである。

つぎに魏時代であるが、當時護軍將軍が武官の人事を掌つていたのは右の記事にも明かであろう。問題は領軍將軍の場合であるが、右の記事に見える曹昭叔は恐らく曹爽（字は昭伯）の弟で魏の廢帝の正始元年（西紀二四〇年）から嘉平元年（西紀二四九年）まで中領軍であつた曹羲のことであろう。ところで、魏志九夏侯尚傳を見ると、その注に引く世語に、

（夏侯）玄、世名知人。爲中護軍、拔用武官、參戟牙門、無非俊傑。云々

とある。夏侯玄が中護軍となつていたのは廢帝の正始元年から同四年（西紀二四三年）までで、曹昭叔が中領軍であつた時期と重なりあつていて、つまり、曹昭叔が中領軍として武官の人事を掌つたのは、必らずしも杜佑のいうように中護軍がなかつたからとは考えがたいのである。もつとも曹昭叔が曹羲であることは斷言出来ないし、またかりにそうであるにしてもその領軍將軍在任中常に護軍將軍がいたかどうか明かでない。しかしそれにしてもつぎの理由からやはり杜佑の説は承知しがたい。すなわち、宋書十四百官志下に、

魏初因置護軍、主武官選。隸領軍。

とある。このように魏時代、領軍將軍に護軍將軍が隸し、それらはいわば長官と次官との關係にあつた。従つて、たとえ實際の人事を掌つたのが護軍將軍であつたにしても、その人事に長官たる領軍將軍が無關係であつたとは考えがたい。領軍將軍、護軍將軍がともに、人事に關し各自の職任をもち、そのうえで、領軍將軍が護軍將軍の行う人事に最終的責任をもつものであるとすれば、具體的にそれはどのようになるであろうか。魏志十六田豫傳に、

太和末、公孫淵以遼東叛。帝欲征之。而難其人。中領軍楊暨舉豫應選。：乃使（汝南太守田）豫、以本官、督青州諸

軍、假節往討之。云云

とある。督青州諸軍は當時純然たる武職であり、官品は第二品である。この記事は領軍將軍が、そうした高級な武官の人事に關與したことを示唆するとしてよからう。ところで、右に引いた通典の記事及び夏侯尚傳の注に引く世語の記事から護軍將軍が參載、牙門、百人督の人事權を有したのが知られる。この牙門とは將軍のもとにある牙門將、副牙門將、散牙門將をやゝ漠然と稱しているのであらう。牙門將は魏時代、騎督と同じく官品第五品でかつ騎督の上位にある。護軍將軍の直接的な人事權行使の對象となる武官の地位は、恐らくそれらが上限であろう。ちなみに、晋書卷九十三羊琇傳に、

(羊琇) 少與武帝通門。甚相親狎。每接筵、同席。嘗謂帝曰、若、富貴見レバシタサ用、任領護、各ヒ十年。帝戲而許之。……帝踐阼、累遷中護軍、加散騎常侍。琇在職十三年。典禁兵、豫機密、寵遇甚厚。……選用多以得意者居先、不盡銓次之理。

將士有冒官位者、爲其致節、不惜軀命。然、放恣犯法。云云

とある。さきに引いた通典に武官の人事を掌るものが通常賂をえて富んでいたことが物語られているが、戯言に、富みかつ貴なることが領軍將軍と護軍將軍とに各々十年つくことによつて達成されるとされている。この背景にその戯言の行われた當時つまり魏時代領軍將軍が武官の人事を掌つていたことを窺おうとするのは必らずしも無理ではなかろう。

つぎに晋時代であるが、この時代はさきに見たように領軍將軍は護軍將軍を支配しない。従つて杜佑の説の通りであれば、當時中央軍の中心をなす領軍將軍が、(自らと支配服從關係のない、自らと中央軍の將軍として相並ぶ)護軍將軍が自らの支配下にある參載、牙門將以下の武將の人事を行うのを許すべきことになる。そうしたことはとうていありえない。事實、今迄再三引用した北堂書鈔泰始七年の詔は領軍將軍、護軍將軍がともに武官の人事を掌つていていたことを證している。ちなみに、全晋文卷一百四十六晋右軍將軍鄭烈の碑に、

(鄭烈) 還北軍中候。典司禁戎、董導羣帥。明鑒審於官材、清風激於在位、義正形於辭色。衆望儼而祗畏。故六軍之正威當、而請謁之言莫至。還兗州刺史。加輕車將軍。

とある。鄭烈が兗州刺史になつたのは咸寧二年（西紀二七六年）以後と推定される。右の碑文中に、北軍中候たる鄭烈に對し「請謁之言莫至」とあるのは、北軍中候が武官の人事を掌つていたことを示唆しているとしてよいのではなかろうか。

つぎに宋齊時代であるが、宋書卷四百官志下に、

魏初因置護軍、主武官選。隸領軍。晉世則不隸也。云云

とあつて宋時代のことには及んでゐる。それから護軍將軍が禁軍の武官の人事を掌るのは宋時代に及んだことが知られる。これは齊時代においても同様であつたであろう。一方、領軍將軍の場合であるが、宋書卷七沈慶之傳を見ると、

永初二年（西紀四二一年）、慶之除殿中員外將軍。…上使領防東掖門、稍得引接出入禁省。出戍錢唐新城。及還、領淮陵太守。領軍將軍劉湛之知之、欲相引接。謂之曰、卿在省年月久。比當相論。慶之正色曰、下官在省十年、自應得轉。不復此仰累。尋轉正員將軍。

とある。沈慶之は本來武人である。この記事は宋時代、領軍將軍が舊來同様、高級武官の人事を掌つていたのを物語るとさう。ただし、宋書卷七沈攸之傳に、

元嘉二十七年（西紀四五〇年）、索虜南寇。發三吳民丁。攸之亦被發。既至京都。詣領軍將軍劉遵考。求補白丁隊主。遵考謂之、曰君形陋、不堪隊主。因隨慶之、征討。

とあるのを見ると、當時領軍將軍の掌る武官の人事はかなり下級のものにも及んだ（場合がある）と考えられる。こうした領軍將軍の行使する人事と護軍將軍の行使する人事との關連性であるが、すでに述べたように梁（陳）時代の領軍將軍は天

下の兵要を管しており、宋齊時代の領軍將軍はそれを志向している。こうした状態であるだけに、恐らく護軍將軍はふたたび次官的なものとして武官の人事を掌つたのである。

最後に梁（陳）時代であるが、梁書卷三裴邃傳に、

（前略）由是、左遷爲始安太守。邃志欲立功邊陲、不願閑遠。乃致書於呂僧珍曰、昔、阮或、顏延、有二始之歎。吾才不逮古人、今爲三始。非其朝。將如之何。未及至郡。會魏攻宿預。詔邃、拒焉。行次直瀆。魏衆退。遷右軍諮議參軍豫章王雲麾府司馬。率所領、助守石頭。

とある。豫章王綜が雲麾將軍郢州刺史となつたのは天監十年（西紀五一一年）正月のことである。従つて、裴邃が始安太守となつたのはそのやまえのこととされる。ところで、呂僧珍は天監七年から天監十年三月に卒するまで領軍將軍であつた。このように見てくると、當時呂僧珍が領軍將軍として高級武官の人事を掌つており、そのためには裴邃が武職をかれに求めたと解されるであろう。

六 外監、制局監

南朝になつて、領軍將軍が次第に全國軍を支配するようになつたといつても、その支配の實態は必ずしも制度通りには行かない。地方軍の自律的獨立的勢力が強く、領軍將軍の地方軍支配が形骸化していたことも多かつた。南朝における領軍將軍の支配を妨げたものは、他にもう一つ、皇帝の親委をうけそれを背景として權勢を握つた卑賤出身の下級官人（以下、「側近寒人」という）がある。本節ではそれについて見て行くこととする。領軍將軍の下にある官職でそうした「側近寒人」のつくべきものとして外監と制局監とがあげられる。⁽¹⁹⁾

宋書卷十四趙倫之傳に、

元嘉十八年（西紀四四一年）、徵（趙伯符）爲領軍將軍。先是、外監不隸領軍。宜相統攝者、自有別詔。至此始統領焉。とあり、宋書卷十六王玄謨傳に、

（大明八年）（西紀四六四年）（宋）孝武崩。（領軍將軍王玄謨）與柳元景等、俱受顧命。以外監事、委玄謨。とあつて、宋の中期以後外監は領軍將軍に屬するようになつたのが知られる。一方制局監であるが、資治通鑑卷一百一十七梁天監七年（西紀五〇八年）二月の條に、

宋孝建以來、制局用事、與領軍、分兵權。典事以上、皆得呈奏。領軍拱手而已。二云云

とあるから、これも亦宋の中期以後領軍將軍に屬するようになつたこと（あるいは舊來から屬していたこと）が一應想像される。

つぎにその職分であるが、外監の場合、南史卷十七恩倅傳には、その序に、

外監領器仗兵役。亦用寒人。爰及梁陳、斯風未改。

とあり、南史卷十七茹法亮傳に、

（呂）文度爲外監、專制兵權。領軍將軍守虛位而已。：又、啓上籍被却者、悉充遠戍。百姓嗟怨、或逃亡避咎。二云云とあつて、黃籍に偽濫を行いそれが露見したものを遠戍にあてようとしている。⁽²⁰⁾また南史恩倅傳に「論曰」として、

領護所攝、示總成規。（然）若、徵兵動衆、大興人役、優劇遠近、斷於外監之心。二云云とある。これから見て外監は兵器や兵役などを掌るものであつたといえよう。一方、制局監の場合であるが、南史恩倅傳を見ると、

外司領武官、有制局監。

とあり、また「論曰」として、

制局小司、專典兵力。

とある。それらでは制局監の職務は抽象的にしか示されていないが、梁書

卷五
十六侯景傳に、

(侯景) 啓求誅中領軍朱异、太子右衛率陸驗、兼少府卿徐麟、制局監周石珍等。……(侯景) 乃抗表、曰、……朱异專斷軍旅、周石珍總屬兵仗。云云

とある記事は、制局監が外監と同様に兵器を掌つていたことを示している。また南齊書

卷五
十六呂文度傳に、

(齊) 世祖卽位、爲制局監。位至員外郎、帶南濮陽太守。「殿内軍隊、及發遣外鎮人。悉關之、甚有要勢。」故、世傳、越州嘗缺。上覲一直事人、往越州。文度啓其所知費延宗、合旨。上卽以爲刺史。

とある。「」の部分も亦制局監の具體的職務とすべきであろう。ただし、右に見た外監、制局監の職分は現實の職分であつて制度をこえたものとすべきである。けれどもいまとりあげているのは制度としての職分でなく現實の職分なのであるから、右の職分をもつて、外監、制局監の職分としてなんら差支えはない。附言すると、前引のように南齊書高帝本紀に、宋末江州刺史桂陽王休範が兵を尋陽にあげ都にせまつたときのことを記し、

中書舍人孫千齡、與休範有密契。獨曰、宜依舊遣軍、據梁山魯顯間。右衛若不出白下、則應進頓南州。太祖正色曰、賊今已近。梁山豈可得至。新亭既是兵衝。所以欲死報國耳。常日乃可屈曲相從、今不得也。座起。太祖顧謂劉勔曰、領軍已同鄙議、不可改易。

とある。この記事は「側近寒人」たる中書舍人の現實の職分が右衛將軍のそれとしての活躍を大きく制肘していたことを示

している。この兩者はもちろん命令系統上無關係である。この際「側近寒人」の現實の職分は殆んど制度と無關係に擴大強化されている。「側近寒人」が皇帝の親委を背景として、制度上無關係な長官の機能を封することは往々存するが、こうした事實は生きた領軍將軍の機能との關連において外監、制局監の職分を見る際、その現實の職分をとりあげるべきを側面から促がるものである。

ところで、前引のように、南史恩倖傳に「論曰」として、

領護所攝、示總成規。(然)若、徵兵動衆、大興人役、優劇遠近、斷於外監之心。云々

とあり、資治通鑑梁天監七年の條に、

宋孝建以來、制局用事、與領軍、分兵權。典事以上、皆得呈奏、領軍拱手而已。及吳平侯昺在職、峻切、官曹肅然。制局監皆近倖、頗不堪命。以是不得久留中。

とある記事は、領軍將軍の機能が外監、制局監によつて殆んど停止させられていたのを物語るとすべきである。こうした「側近寒人」の活躍は當然のこととして護軍將軍の機能をも停止させることになる。いま領軍將軍、護軍將軍が「側近寒人」によつてその機能を停止させられた具體例をあげると、まず護軍將軍の場合、南史卷七茹法珍傳に、

(徐世櫬)尤見寵信。自殿中主帥爲直閣驍騎將軍。……陳顯達事起、加輔國將軍。雖用護軍崔景爲都督、而兵權實在世櫬。とあり、南齊書卷五十一崔慧景傳に、

永元元年(西紀四九九年)遷護軍將軍。尋加侍中。陳顯達反、加慧景平南將軍都督衆軍事、屯中堂。時輔國將軍徐世櫬專執號令。慧景備員而已。

とある。さて、陳顯達が叛して建康に向つたとき、建康は震恐している。こうした際それを防ぎ建康を守るのは領軍將軍た

るべきである。陳顯達が叛したのは永元元年十一月であるが、同年九月には王瑩が中領軍となつてゐる。中領軍がいるにもかかわらず護軍將軍が中心となり（實權を「側近寒人」に握られているとはいへ、一應）衆軍事を都督してそれを防いだとあるのは何故であろうか。梁書卷六十一王瑩傳を見ると、

（王瑩）還爲太子詹事中領軍。永元初、政由群小、瑩守職而不能有所是非。

とあつて、領軍將軍がそうした職能をもたなかつたというのではなく、王瑩が「側近寒人」の爲、中領軍の職を盡しえぬ事情にあつたことを想像させる。同年八月、楊州刺史始安王遙光が東府によつて叛したとき、前述のようにときの領軍將軍蕭坦之が六軍を率いてこれを討つたこと、及び、南齊書崔慧景傳に、やがて平西將軍兼中護軍たる崔慧景が叛してかえつて建康を攻めたとき、

台遣中領軍王瑩、都督衆軍、據湖頭、築壘。上帶西嚴。實甲數萬。云々

とあることは右の想像に確實性を與えるところがあろう。かくて、陳顯達が叛したとき領軍將軍、護軍將軍が「側近寒人」によつてその機能を停止させられていたことが察せられよう。

「側近寒人」の活躍は上級官人たるべき士大夫層に對し、皇帝が絶対者としての距離感をいだいたことを前提とするものであるが、これはかえつて官僚機構の正常な運営を破壊する。領軍將軍が天下の兵要を管すべき體制を外監、制局監が形式化したことも亦、その一環として考えなければならない。なお、梁時代にあつても領軍將軍がそうした意味で形式化しているのは、今迄あげた資治通鑑梁天監七年の條、南史恩倖傳、梁書侯景傳の記事に知られるが、さらに梁書卷十二臧盾傳を見るところ、

大同二年（西紀五三六年）、遷中領軍。領軍管天下兵要。監局事多。盾爲人敏贍、有風力。長於揆繁。職事甚理。天監

中、吳平侯蕭景、居此職、著聲稱。至是、盾復繼之。五年、出爲仁威將軍吳郡太守。視事未朞、以疾陳解。拜光祿大夫。加金章紫綬。七年、疾愈。復爲領軍將軍。九年、卒。

とある。梁の天監元年（西紀五〇二年）から大同九年（西紀五四三年）までの四十二年間は梁の武帝の治世の大部分にあたり、また梁の國が一應正常に運営されていた期間の大半にあたる。この間領軍將軍は（同一人で重ねて領軍將軍となつたものを除くと）十五名である。また、蕭景と臧質との領軍將軍在位期間は約五年である。右の四十二年間に一應領軍將軍としての機能を十分發揮したものがわずか二人（しかもその一人蕭景はそのために數十日で轉任させられたの）であり、またその期間が通計して約五年であるということは、梁時代を通觀した際領軍將軍が制度上天下の兵要を管するものでありながら、現實に「側近寒人」によつてその機能を停止させられていたのを察せしめるに足らう。（九州大學文學部助教授）

註

- (1) 例えは濱口重國氏、「魏晉南朝の兵戸制度の研究」（山梨大學學藝學部紀要第一號）。
- (2) 時代を魏晉に限ると、本稿とかさなりあつ研究對象をもつものとして、何茲全氏、「魏晉的中軍」（歴史語言研究所集刊第十七本）がある。
- (3)・(4) 前掲、「魏晉的中軍」参照。
- (5) 抽稿、「魏晉南朝の屯田」（史學雜誌第七〇編第三號）参照。
- (6) 西嶋定生氏、「魏の屯田制」（東洋文化研究所紀要第一冊）參照。
- (7) 前掲、「魏晉的中軍」参照。
- (8) 前掲、「魏晉南朝の兵戸制度の研究」参照。
- (9) 抽稿、「南朝州鎮考」（史學雜誌第六十二編第十二號）参照。
- (10) 勳簿に關しては拙稿、「南朝の戸籍問題」（史學雜誌第六十九編第八號）参照。
- (11) 前掲、「魏晉的中軍」参照。
- (12) 西晉時代の宿衛軍に關し何茲全氏は、二衛だけが殿中の宿衛兵で、それ以外の領軍護軍などの營兵は宮門と京城の宿衛に任ずる兵であることを論述しておられる。（「魏晉的中軍」）二衛

が殿中の宿衛兵であつたことはほぼ間違いなかろうが、他を同

右僕射張離領五兵尙書。專總兵要。

氏のように断定することは無理である。恐らく二衛以外にも殿中の宿衛兵は存したであろう。つまり、氏の高説はいわゆる宿衛兵が殿中の宿衛兵だけでないことを指摘されたといふ意味において重要なである。魏の宿衛兵が殿中の宿衛兵だけでなかつたのも察するにかたくない。なお、西晋時代殿中の宿衛兵は二、三萬程度であつたと思われるが、これについては別稿でとりあげる。

(13) 前掲、「魏晉的中軍」参照。

(14)・(15) 拙稿、「劉宋の官界における皇親」(史淵第七十四輯)

参照。

(16) ちなみに、晋書載記^{卷六}石季龍傳に、

事行政を總括するといった意味が中核となつてゐるのはいうまでもない。

(17)・(18) 拙稿、「南朝州鎮考再論」(東洋史學に發表)でとりあげる。

(19) こうした「側近寒人」については宮崎市定氏、「九品官人法の研究」、宮川尚志氏、「六朝史研究政治社會篇」、拙稿、「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」(社會經濟史學第二十一卷第五・六號)参照。

(20) 前掲、「南朝の戸籍問題」参照。